

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示

目次

家畜人工授精師の免許及び家畜人工授精所の開設許可

倉吉都市計画事業上井駅前土地区画整理の換地処分の認可

国有保安林の指定予定

国有保安林指定の解除予定

◇正誤

鳥取都市計画事業立川土地区画整理施行規程の変更改認可

鳥取都市計画事業駅前第二土地区画整理施行規程の変更改認可

昭和三十五年三月十八日付け鳥取県告示第百五号中訂正

鳥取県公報の購読期間の更新及び新規購読の申込み

◇広告

告示

鳥取県告示第百二十九号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十条及び第二十四条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許を与え、及び家畜人工授精所の開設を許可した。

昭和三十五年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

家畜人工授精師免許の部

免許証番号	家畜人工授精師として業務を行う家畜の種類	住 所	氏 名
第五〇七号	牛	鳥取市滝山六〇二	谷口 和幸
五〇八	〃	倉吉市不入岡二九	高橋 弘毅
五〇九	豚	東伯郡赤崎町松谷	清水 登
五一〇	牛	六〇六	末次 輝夫

五一	〃	西伯郡中山町松河	高見 春男
五一	〃	原一、三四三	
五一	〃	日野郡溝口町添谷	清水 修
五一	〃	一〇八五ノ一	
五一	〃	七六一ノ二六	上野 長谷川清久
五一	〃	〃	日南町上石 塩見 優
五一	〃	見五六	

鳥取県告示第百三十一号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十五年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

許可番号

家畜人工授精所の名称

住所

氏名

第一四九号 西村家畜人工授精所

東伯郡北条町大字江北五七七

西村昌晴

鳥取県告示第百三十号

旧耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第三十条第一項及び第二項の規定による倉吉都市計画事業上井駅前土地区画整理の換地処分を昭和三十五年三月二十五日認可した。

昭和三十五年三月二十五日

鳥取県告示第百三十二号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十五年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百三十二号

次

の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

火、金

鳥取市東町取

鳥取県印刷所

（「次の図」は省略し、その関係図面を鳥取県経済部林務課、大山町役場及び岸本町役場に備え、昭和三十五年三月二十五日から昭和三十五年四月二十五日まで一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第百三十二号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十五年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 西伯郡岸本町大字丸山字山王（次の図に示す部分に限る。）所在の森林（国有林）

指定の目的 水源かん養

解除の理由 指定理由の消滅

申請者 認定（大阪管林局長の上申による。）

二 西伯郡大山町大字大山字大山（次の図に示す部分に限る。）所在の森林（国有林）

指定の目的 風害防備

解除の理由 指定理由の消滅

申請者 認定（大阪管林局長の上申による。）

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県経済部林務課、岸本町役場及び大山町役場に備え、昭和三十五年三月二十五日から昭和三十五年四月二十五日まで、一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第百三十三号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十五年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 鳥取市上町字旧城山（次の図に示す部分に限る。）所在の森林（国有林）

指定の目的 土砂流出防備

解除の理由 超短波無線の電波送信支障地

申請者 認定（大阪管林局長の上申による。）
二 鳥取市上町字旧城山（次の図に示す部分に限る。）

所有の森林（国有林）

指定の目的 土砂流出防備

解除の理由 マイクロウェーブの電波障害地

申請者 認定（大阪管林局長の上申による。）

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県経済部林務課及び鳥取市役所に備え、昭和三十五年三月二十五日から昭和三十五年四月二十五日まで一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第百三十四号

昭和三十五年三月十八日鳥取都市計画事業立川土地区画整理施行者鳥取市から申請のあつた鳥取都市計画事業立川土地区画整理施行規程の変更は、昭和三十五年三月二十五日認可した。

昭和三十五年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百三十五号

昭和三十五年三月十八日鳥取都市計画事業駅前第二土地区画整理施行者鳥取市から申請のあつた鳥取都市計画事業駅前第二土地区画整理施行規程の変更は、昭和三十五年三月二十五日認可した。

昭和三十五年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

正 誤

昭和三十五年三月十八日付け鳥取県告示第百五号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤 正

4 上 9 極超被無線 極超短波無線

1 上 9 極超被無線 極超短波無線